



全国センター通信

毎月1日発行
 年額1,500円(送料込、会員は会費を含む)
 〒113-0034
 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 発行責任者: 岩永千秋
 Tel (03) 5842-5601
 Fax (03) 5842-5602
<http://www.inoken.gr.jp>
 e-mail: info@inoken.gr.jp

2陣高裁が結審ー被害の実相、国の責任を論証 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

提訴から8年目となる泉南アスベスト国賠訴訟は、2陣控訴審が8月23日に結審し、12月25日午後2時判決と決まりました。いよいよ大詰めです。

だれもが真剣に耳をかたむけた結審法廷

「私は、国の代理人に問いたい。国が準備書面で述べた主張を、石綿肺や肺がんにかかった人々、そしてその遺族の方に面と向かって言うことができますか。『国はやるべきことをやってきた』と、恥じることなく言い切れますか」。

小林邦子弁護士は弁論の最後に国の代理人に向けてこう迫りました。これは提訴から7年、原告全員の思いを代弁するものでした。傍聴席は誰からともなく自然に拍手がおこりました。

原告2人の渾身の意見陳述や司法の役割を説き、判決への熱い期待を込めた東京の小野寺利孝弁護士の応援弁論。そして、泉南アスベスト被害の実相と国の責任を説く弁護士6人の最終弁論。裁判官も満員の傍聴席も真剣に耳を傾けました。

2陣高裁の焦点

2陣高裁では、原判決(地裁・小野判決)が認めた昭和35年から46年までの国の責任は当然として、昭和46年以降の国の責任が認められるか否かが第一の争点となっています。裁判長からは、①原判決が昭和46年以降の国の責任を認めなかったこと、②わが国のアスベスト規制が欧米諸国と比較して遅すぎたのではないかと、③そもそも慰謝料額が低すぎないか等に関心があると発言があり、控訴審ではこれらを中心に主張立証を展開してきました。私たちは勝訴にむけた展望が開けていると確信しています。

公正判決を求める幅広い人々の 結集とアピール

2陣高裁の結審日には、公害、薬害、労災(じん肺・アスベスト)の被害者共同アピール、また、四大公害訴訟など著名事件の弁護団団長ら59氏による弁護士共同アピールを提出し、裁判所とマスコミに



「勝利と早期解決をめざす集会」には120人が集った(8月28日)

この事件の重要さを訴えました。公正判決署名はすでに約23万筆を高裁に提出しました。

今度こそ早期全面解決へ 東京での活動を強化

2陣高裁で国の不作為責任が認められれば、4回に亘って国の責任が認められることになります。

泉南では、この8月に2人の原告が相次いで亡くなり、提訴後の死亡原告は11人になりました。何としても2陣高裁を勝訴し、「命あるうちの解決」を追求します。そのために政治による解決のための働きかけも強めていきます。

8月28日、「泉南アスベスト国賠 勝利と早期解決めざす東京スタート集会」には120人が集まり、勝利と解決にむけての意志を固めました。

引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。
 (勝たせる会事務局長 伊藤泰司)

〈今月号の記事〉

民医連 保健予防・ヘルスプロモーション活動交流集会	2面
シリーズ 安全衛生活動交流(第21回)	3面
各地・各団体 九州社医研/東京社医研/京都/北海道/愛知/東京/自治労連	4~6面
投稿 手話通訳者の健康問題/相談室だより	7面
福島県の保育労働者の労働と意識に関する調査	8面

「健康なまちづくり」「健康な職場づくり」をめざして

～全日本民医連 保健予防・ヘルスプロモーション活動交流集会2013～

全日本民医連は9月7日～8日、東京で「保健予防・ヘルスプロモーション活動交流集会2013」を開催しました。全国から220人が参加しました。

ヘルスプロモーションとは、「人びとが自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」です。民医連では、その実践としてこれまでも取り組んできた「健康なまちづくり」「健康な職場づくり」を、あらためてヘルスプロモーションの活動としてとらえ、その活動の拠点として、病院や診療所がHPH（健康増進拠点病院）の国際ネットワークに加盟することを呼びかけています。

集会の全体会では、福岡大学医学部の守山正樹教授の「対話し、気づき、理解しそしてヘルスプロモーション」をテーマにした記念講演と指定報告が行われました。イブニングセッションは、「1人ぼっちの保健師をなくそう」と「被災地は今！ ～現状と被ばく問題を考える」。2日目は「これからの保健予防活動」「労働者の健康問題」等の4つのテーマ別分科会を行いました。

「労働者の健康問題」分科会について報告します。

原発労働者の健康問題で布施氏が講演

「労働者の健康問題」分科会では、はじめに「福島第1原発作業員の労働実態と健康管理」をテーマに、ジャーナリストの布施祐仁氏から講演をいただきました。布施氏は実際に多くの原発作業員から実態を聞き、『ルポイチャエフ』を出版しています。福島第1原発では、事故直後、緊急作業従事者として被曝限度を通常の100mSvから250mSvに引き上げられました。その状況下、線量計などの装備も不足し、被曝管理がまったくなされない現状が2カ月余り続いたと指摘。放射線管理区域内作業では不可欠なマスクの装着方法さえきちんと教育されず、息の漏れている労働者が目立っていました。

新しい制度の検討が必要

厚生労働省は、2011年10月に「緊急作業従事者の健康の保持増進のための指針」を通知します。しかし、布施氏はその内容について、被曝線量を3月11日から収束宣言が出された12月16日に限定していること、被曝線量（100mSv）で線引きをしていること、実際に病気にな



防毒マスクを手に講演する布施氏

っても医療給付など補償の制度ではないことなどを問題点としてあげ、新しい制度を検討していくことが必要ではないか」と提起しました。

このままでは働く人がいなくなる

最近では、除染労働より原発作業の賃金が安い状況もあるとのこと。病気になっても補償がない、後追い作業に追われ達成感がない、賃金も安い—これでは収束作業が行き詰るとの懸念が出され、政治の責任での解決を強く迫りました。

ナイトセッションで報告された宮城県や福島わたり病院での放射線問題を含め、民医連として取り組んでいく必要性を確認しました。

「若年2型糖尿病」について訪医師が報告

2つ目のテーマは、民医連の96病院・診療所で取り組んだ若年2型糖尿病の調査です。石川城北診療所の訪也寸志医師が報告しました。集約された患者アンケートは769件、診療録に基づいて医療機関が記入した調査用紙と合わせて分析を行っています。調査では、①著しい肥満を伴っていること、②予想以上に合併症が進行していること、③生活保護率が高いことなどが特徴として挙げられています。就労などの生活・労働環境が肥満の増悪に影響しているのではないかと、また糖尿病診断のきっかけが健診以外の人が約半数あることから、健診内容の不十分さあるいは健診を受けられない状況があるのではないかとということなどの指摘がありました。

調査は、今年6・7月の追加調査データを含め、秋以降に最終結果のまとめが行われます。

（全日本民医連 岡村やよい）

『働くもののいのちと健康』別冊

精神障害の労災・公務災害資料集1・2

これからの労災認定実務に必携です！

■精神障害の労災認定実務要領

■公務災害の精神疾患認定基準について

1セット＝3,000円（送料実費＊10冊以上の場合、センター負担）

◆申込みは、いの健全国センター ☎：03-5842-5601 FAX：03-5842-5602 まで。

職員の安全確保、健康保持増進にむけ動き始めた労安活動

高知県安芸市は、2004年度末に「安芸市職員安全衛生管理規程」を策定、2005年度施行し、その際、職員組合より執行委員長、保育部長、現業評議会幹事長の3人を労働者側委員として推薦選出しました。

しかし、2009年度に安芸市安全衛生委員会運用に向けた準備会として、学習会が開催されたきり活動は進まず、2011年度末現在には県内の市で唯一、委員会の召集開催が出来ていないという、取り組みが遅れた状況にありました。

労使協議の中で市当局より「安全衛生委員会に取り組む」回答を引き出し、2012年、安芸市安全衛生委員会の本格始動に向けて、執行委員会で学習を重ね、健康に働き続けられる職場環境の確立と、組合員の健康と安全を守るための意思統一を図りました。

2012年度から、委員会の開催、メンタルヘルスやハラスメントの研修、職場巡視などに取り組み、今年度は年間計画に沿って、委員会を年4回開催することになっています。また、現在、幅広い視点を委員会に盛り込むため女性部長や青年部長等、新たに4人を追加推薦し、7人の労働者側委員に増員しています。

本格始動の背景—ゆとりのない職場、長期休暇者の増加

労安活動の本格的開始に至った背景には、職員数の大幅な削減があります。2003年には373人いた職員が、今年度は274人、10年間で約100人削減されたこととなります。未曾有の財政危機を回避するためとして、市民への負担増、職員賃金の抑制など行財政改革が断行され、賃金・労働条件の改悪が進むたびに職員が大量退職してきました。職員数が激減し、ゆとりのない職場においてメンタル不全による長期休暇者が増加、公務中の事故を防ぐ組織的な対策もとれていない状態でした。公務労働の民営化や外部委託の推進、「財政難だから仕方がない」という閉塞感が高まり、組合員が働きがい・やりがいを見出せなくなっていました。

「実効性ない」から「必要」へ—市当局の変化

このような状況を打破するため、労働現場の安全を確保し、職員の健康保持・増進のための調査・審議を行う機関を早急に立ち上げる必要性を訴え続けた結果、市当局の認識が深まり、労使間の共通認識が図られ労安活動が一步前進へと結びつきました。

当初、職員減少とメンタル不全増加の因果関係を結びつけたくない市当局側でしたが、労働安全衛生活動の必要性を団体交渉等で訴えることで、労安は「実効性ない」から「必要」へと変化していきました。

市当局の認識が変われば、着実に取り組みが前進します。このスタート地点に辿り着くまでには、極限にまで追い詰められた職場の状態があり、公務労働の機能を維

持することが組織的ではなく、職員個々の我慢と努力に委ねられ、組合員は疲弊していました。

ようやく組合員のいのち

を守るために要求し続けて、声をあげるだけではなく、実際に職員の安全確保、健康保持増進の運動を前進させるため、労安活動の入口に立つことが実現しました。



安芸市役所

現在とこれからの活動

ニュース「職場にローアンの風を」を発行し、ハラスメント、過重労働防止、メンタルヘルス、熱中症対策を基本に、職場の組合員の声を聞きながら折々で課題として捉えたテーマを追加、ストレスチェックや発達障害なども取り上げてきました。今後、新たに防災対策（家庭や職場の備蓄のススメ）、母性保護についてなどを発行する予定です。

現在、労安の取り組みは動き始めたばかりで、職場が活発に行動するまでの状況には至っていません。活動を成熟させるために試行錯誤を重ねている段階ではありますが、委員会の運用が始まったことで、職場に認識が広がりつつあることは成果といえます。

一方、使用者側と労働者側委員の意識の齟齬（そご）もあります。また、労安活動に対して、私たち労働組合側は諸問題を一足飛びに解決できると過度に期待しすぎていた面もありますが、労安活動と従前の組合要求運動の両輪で奮闘していくことの必要性を実感しています。

職員不足であるからこそ職場の時間外労働が常態化しており、組合運動として増員要求を行なってきました。今年度は、市安全衛生委員会の議題に「長時間労働是正」を取り上げることを4月の三役労使協議で要請しました。そのために委員会開催時には、労安活動を進めていくうえでの必要なデータ（年休取得状況や時間外勤務の状況、公務上の事故等の発生状況）の開示を求め、「～ではないのか」という組合感覚（憶測や思いこみ）から、開示させたデータを分析・立証し、組合要求の実現をめざしていきたいと考えています。

今後の取り組みとして、①意識を高めていく取り組みの継続、②委員会の開催頻度を高める、③産業医の選任、④委員会事務局による活動報告等の情報発信、共有（求めているが実現していない）、⑤積極的にかかわることでも市職員の現状をつかんでいく、⑥見つかった課題に対して、対応を協議し、対策を求めていく・実施していくことを課題としています。

各地・各団体のとりくみ

九州
社医研

働く人びととともに歩んで 25周年記念レセプション



九州社医研のスタッフが壇上に (8月3日)

2013年8月3日、ホテルセントラザ博多に於いて九州社会医学研究所の設立25周年記念レセプションを行いました。九州各地の民医連や労働組合、じん肺・アスベスト、過労死問題と被災者の救済に共にたたかった弁護士など115人の方たちに参加頂き、無事終えることが出来ました。

働くもののいのちと健康を守る全国センターからは福地保馬理事長にご出席頂き、ご挨拶とミニ講演をして頂きました。

九州社会医学研究所は「労働者のいのちと健康を守る運動を医学・医療の面から貢献する」ことを目的に、九州・沖縄民医連の共同事業として1987年、「働く人々とともに」を合い言葉に設立しました。

研究所は①労働衛生・社会医学に関する調査研究を行う、②臨床との連携を強め社会医学と臨床を結合する役割を担う、③労働者・労働組合など労働運動と研究成果を共有するとともに労働者の健康を守る活動を共同して創り発展させる、という3つの柱を基に多面的な活動を行ってきました。

また、1990年から労働者・労働組合、患者、医療機関、弁護士、学者・研究者の共同の取り組みで開催されてきた人間らしく働くための九州セミナー (旧「人間らしく働くために労災職業病九州セミナー」) では中心的役割を果たしてきました。

労働衛生分野を担う医師養成のための学習交流会として、「ドクターズネット・九州」を継続的に開催してきました。さらに、働くもののいのちと健康を守る全国センター等の活動など研究所の翼は大きく広がってきました。

た。

レセプションではこの25年の活動のあゆみを記すDVD「人間らしく働くために 働く人たちとともに25年」の試写会を行いました。

次世代を担う後継者育成も行いながら、今後も働く人びととともに歩んで行きたいと思っています。

(九州社医研 青木珠代)

東京
社医研

交流討論交え活発に 安全衛生委員会活性化のための実践講座

東京社医研センターは8月3日、安全衛生フォーラムとして、「安全衛生委員会活性化のための実践講座」を東京労働会館ラパスホールで行ないました。



報告する杉本正男氏

労働安全衛生法では、職場での労働者の安全と健康を守るために、労使双方からなる安全衛生委員会の設置を義務づけ、対策の樹立についての審議を求めています。

東京社医研センターの季刊誌『労働と医学』No.117では、この「安全衛生委員会活動活性化の手引き」を特集しました。今回のフォーラムでは、この『労働と医学』をテキストにしながら、3つの基調報告と教職員・化学工場での実践活動の報告があり、交流討論を深めました。

基調報告では①「安全衛生委員会活動の活性化に向けて (社医研センター村上剛志)、②「パワハラ・セクハラ問題と安全衛生委員会活動」 (産業カウンセラー杉本正男氏)、③「衛生委員会活性化とリスクアセスメント」 (服部真日本労働衛生コンサルタント会常務理事) の3つの報告がありました。

また、実践報告では、50人以下の小中学校で衛生委員会を確立し、活動を進めてきた越谷市の大里総一郎さんが教職員の活動の成果を、化学工場での計画的な安全衛生活動を化学一般関東地連の榎本光男委員長が報告し、参加者の交流討論が活発に行なわれました。

(東京社会医学研究センター 村上剛志)

第24回 人間らしく働くための九州セミナー in大分

「非正規雇用と健康問題」

11月9日 (土)・10日 (日) 大分市コンパルホーム他
9日 (土) 9:00~18:00

記念講演: 講師 竹信 三恵子先生 (和光大学教授)
『働き手の4割の健康が見えない
~非正規労働者の安全衛生~』

パネルディスカッション:

『非正規雇用労働者の働き方と健康』

10日 (日) 9:00~13:00

分科会/閉会集会・全体会

人間らしく働くための九州セミナー in大分現地実行委員会
TEL 097-558-5141 FAX 097-555-9815

各地・各団体のとりくみ

京都

これからの運動を展望し、確信となる総会
京都センター 15回総会

いのちと健康京都センターの第15回定期総会が、8月30日に開かれ、43人の出席ですべての議案が満場一致で承認されました。



総会に先立ち、6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針（新指針）」の学習会を、検討会のメンバーで滋賀医科大学の北原照代さんを講師にお招きして行いました。北原さんは、作業関連疾病としての腰痛の現状と実態に触れ、日本での腰痛予防対策を、今回全面的改訂を行った趣旨を三点にわたって紹介しました。この新指針を普及し実際に生かすことが重要であり、そこに労働組合の役割があると強調しました。

開会挨拶で吉中理事長は、昨年度に2団体が新たに加入組織が拡大されたことを紹介。「秋以降安倍内閣が労働法制・社会保障の改悪をたくらんでいるが、今からのたたかいが必要である。健康問題はすべての人たちの共通の課題であり、国民全体でのたたかいを進める必要がある」と秋からのたたかいの課題を強調しました。

討論に立った京建労の巽代議員は、アスベスト京都の会の結成と取り組みについて、けいわん友の会の藤本さんが、40年の取り組みを振り返って作成した労災対策の冊子を紹介、医労連の八木代議員が看護師の過酷な労働実態に触れ看護師確保の署名の協力を訴え、らくさい法律の古川弁護士は、過労死防止基本法の制定をもとめる運動の到達点を報告しました。

(京都センター 新谷一男)

北海道

NPO 法人設立を確認

北海道センター定期総会

北海道センターは8月24日、第41回定期総会を開催し、この1年の総括と新年度活動方針を決定するとともに、NPO法人への移行を確認しました。総会終了後、直ちにNPO法人設立総会がおこなわれ、定款、役員体制、事業計画と活動予算などが決定されました。

挨拶に立った福地理事長は、労災職業病の発生とたたかいの40年を振り返りながら「いま職場では、多様な職業病や健康障害が広がっている。ディーセント・ワークの真の確立にむけ、働く者が主体の運動を広げよう」と述べ「いのちと健康を守ることは、多数の共感を得、肩を組んで進めることができる。その力を結集する要として、NPO法人化を機に運動を発展させよう」と訴えました。

議案提案では過労死事例や、メンタル不全・パワハラ等の相談と労災・公務災害認定、裁判でのたたかいが報告されました。活動方針では「いのちと健康が第一」の社会と職場をめざすことを基調に、①労働安全衛生法を活かした職場づくり、②労災申請や裁判闘争の支援、③労働行政の改善、④組織の拡大強化とNPO法人化のもと広く共同を広げることが提案されました。

7人から発言があった後、議案が満場一致で採択され、新しい役員を選出しました。

続いて行われたNPO法人設立総会では、弁護士の佐々木潤副理事長から「NPO法人化の意義と課題」と題する記念講演が行われ、全ての議案を満場一致で決定しました。

(北海道センター 佐藤誠一)

愛知

粘り強く！声を大にして！

過労死防止基本法の制定を

愛知健康センターの23期総会が8月31日、名古屋市労働会館で行われました。

高木弘己理事長から東海セミナーや労安学校の取り組みを通し

て、若者とシニアの力を合わせて「目に見える活動」が強調されました。

記念講演で水野幹男弁護士は、「企業にとっても家族にとっても大きな損失になる過労死はあってはならない」と過労死防止基本法の制定を「粘り強く」「声を大にして」取り組もうと結びました。

総会は2012年度の総括に続き、健康で安全な職場と暮らしを守る取り組みや人類と共存できない原発廃止、幅広いネットワークなどの方針を決めました。議事に続き、労災認定に取り組んでいる家族の紹介があり、司会を鈴木美穂代表が担当しました。最高裁で「上告棄却」を求めてたたかっている鳥居事件をはじめ、12件の近況報告がされ支援を訴えました。1歳の乳飲み子を抱えて参加したIさんはピザチェーン店のマネージャーの夫を過労死でなくし、長時間労働で労災は認められたが、会社に謝罪を求めて裁判を起こしたと訴えました。10年間たたかってきた刈谷市美術館の倉田さんは「終結集会には100人が参加、結果は認められなかったが、たたかった意義があった」と、支援へのお礼を述べました。

高木理事長以下27人の理事と14人の事務局員を選出しました。労働組合など団体から32人、家族の会から20人など過去最高の82人の参加がありました。

(愛知健康センター 吉川正春)



記念講演をする水野幹男弁護士

各地・各団体のとりくみ

東京

意気高く命と健康を守る活動を 来年創立10周年 東京センター第10回総会



関西大学森岡孝二教授の記念講演に耳を傾ける
総会参加者 (7月6日)

東京センター第10回総会は7月6日に57人の出席を得て開催されました。冒頭、東京センター創立時から事務局で活動し、昨年の12月23日に逝去した廣田政司さんを偲んで参加者全員で黙とうを行いました。天笠理事長の開会の挨拶は、東京都議選結果を踏まえ「東京が変われば日本も変わる」と熱く呼びかける内容でした。来賓の挨拶は菊谷節夫神奈川センター事務局長、中原のり子東京過労死を考える家族の会代表からいただきました。また地方センターからの多くのメッセージも届けられました。総会は例年通り、記念講演を組み込んだ形で行われました。本年は「アベノミクスと労働・雇用破壊」のテーマで関西大学森岡孝二教授の講演でした。アベノミクスの労働ビッグバンともいえる諸施策の狙いを共通の認識にすることができました。理事会からの1年間のまと

め報告では相談が引き続き増加し、労災認定・支援の取り組みの前進、「東京センター通信」の毎月発行の定着化などが特徴として報告されました。方針の提起では、来年2014年は東京センター創設10周年にあたり、意義ある記念行事の企画、「労働安全衛生講座」(仮称)の開設などが新たな課題として提起されました。代議員10人から職場の実態、安全・衛生の取り組みの前進などリアルに報告されました。最後に総括・方針、予算・決算、役員を全員一致で確認しました。

(東京センター 色部祐)

自治 労連

「公務災害と認める」勝利判決が確定 吹田市元ヘルパー頸骨腕障害・腰痛証裁判

8月12日、地方公務員災害補償基金大阪支部は、長谷川さふみさんの頸骨腕障害・腰痛症を「公務上」と認めた大阪判決について、控訴を断念することを明らかにしました。頸骨腕障害・腰痛症から17年半、最初に基金支部に公務災害認定請求をしてから14年、審査会闘争を経て2010年11月に大阪地裁に提訴してから2年9か月の裁判闘争を経て勝ち取った勝利判決です。勝利判決から、吹田市労連は連日、基金大阪支部への要請を行い、8月5日には、長谷川さんと吹田市職労役員が基金本部を訪れ、控訴しないよう求めました。また、自治労連として、基金本部および基金大阪府支部に対する「控訴をするな」のFAX要請を全国に呼びかけ、取り組んできました。この画期的な勝利判決の確定を確信にして、今後一層、誰もが安心して働くことのできる職場づくり、地方公務員災害補償基金の民主化へ向けた取り組みをつよめていきたいと思います。

(「自治労連速報」より)

第13回働くもののいのちと健康を守る

関東甲信越学習交流会



日時：11月9日(土)13時～(受付12時)

10日(日)9時～12時

場所：茨城県潮来市「潮来ホテル」

参加費：16,000円(宿泊・交流会費込)

(日帰り・夕食)10,000円/(日帰り)3,000円

交通案内

バス：東京駅八重洲口発高速バス(南口7番乗り場)

東京—水郷潮来バス停 約20分毎出発

到着まで約1時間半

*潮来バス停から送迎バスが出ます。

車：東関東自動車道終点「潮来IC」から10分

事務局 働くもののいのちと健康を守る茨城センター

(TEL: 0299-48-2537)

記念講演

「労働法制の規制緩和は、労働者に何をもたらすか」

講師：熊谷金道氏(労働運動総合研究所代表理事)

特別報告

①専修大労基法19条違反事件

②日本IBMのロックアウト解雇と職場における健康破壊

分科会

①職場で役立つ安全衛生活動、②過労性疾患の認定・裁判闘争の到達点と取り組みの交流、③教職員のいのちと健康を守る取り組み、④メンタルヘルス相談事例の報告と検討、⑤じん肺・アスベスト問題の取り組み、⑥第12次労働災害防止計画と新「腰痛予防指針」の職場での活用、⑦新「腰痛予防指針」と医療機関の筋骨格系疾患の対策

投稿 手話通訳者の健康問題

— 4月1日施行の障害者総合支援法 手話通訳者の安全と健康を守る責務を明記 —

手話通訳者は、上肢をもち上げて手話を表現するために、頸・肩・腕のこり痛み、頸肩腕障害が発生しやすい職業です。

手話通訳の際には、「より速く、より正確に、よりわかりやすく」が常に求められ、頭の中で“電気が走り回る状態”となっています。一方、手話通訳者の社会的現状から、症状を自覚しても休息の保障がなかったりということから、倒れるまで仕事を続けている状況がありました。こうした労働環境のために、全国で頸肩腕障害が多く発生し、労災認定もされてきました。

全国の手話通訳問題研究会や、日本手話通訳士協会は、労働環境改善のために厚生省（当時）に要請を行い、その結果1998（平成10）年7月に厚生大臣障害保健福祉部長から各自治体首長あてに、「障害者の明るいくらし促進事業の実施について」という通知が出されました。それは手話通訳実施事業にあたっては、①手話通訳者の健康管理に留意すること、②1人の手話通訳者が連続して通訳する時間は、原則1時間、講演会の場合は30分とすること、③手話通訳養成課程で「健康管理」の講習を義務づけることでした。

このため、全国手話通訳問題研究会は、1990年から5年ごとに手話通訳者の労働と健康の全国調査を行っています。

直近の2007年の女性の手話通訳者の頸の痛みの訴え率（いつも・時々）では、19%、肩の痛み訴え率は23%、腕の痛み訴え率では11%となっています。

こうして厚生省の通知から15年たち、全国でも「健康管理」の講習もとり組まれてきましたが、埼玉県では、登録手話通訳者の頸肩腕障害が不支給となり、裁判でも「労働者性がない」として敗訴する事例も起きました。

最近の手話通訳者は、学校・病院・行政・警察・裁判

などあらゆる生活分野での活動が広がるだけでなく、政見放送・記者会見・司法にも広く関わり、言葉も、IT用語の氾濫によってスマホ・フェイスブック・アプリなど様々な問題に直面しなければならない現状があります。

いっぽう、国と地方自治体の手話通訳派遣事業の責任も明確でないことがありました。そのため、今年4月1日に施行された「障害者総合支援法」では、「意思疎通支援（手話通訳者）を行う者の派遣について」を通知し、都道府県と市町村の役割を明確にすることにしました。

その上で、支援事業の実施要綱を示しました。実施要綱の第4条には市町村長の責務として「この事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない」としています。

一方、労働者性の問題では同じ仕事の形態をとる訪問介護ヘルパーさんが厚労省から労働者として認められているのに、手話通訳者はまだ認められていない問題があります。日本手話通訳士協会では、労働者性の確立に向けてのリーフレットの作成や学習活動を行っています。

（東京社会医学研究センター 村上剛志）



イメージ画像

シリーズ 相談室だより (67)

本人の意思と精神状態のバランスを配慮して

私が今扱っている事案は、大企業のラインの中で責任を押しつけられ、またパワハラを受け、受診のための休暇も取らせてもらえないなどのためうつ病を発症し、休職しているAさんの事案です。

Aさんは休職中健康管理室の医師や人事部の担当者と連絡・相談していました。Aさんが、自分のうつ病発症が労災ではないかと問題にしたとたん、担当が人事部の中間管理職Sに代わり、Sは「調査の結果、労災の原因に当たる事実の記録も記憶もない」と回答しました。労働組合も「会社側の許可がなければ調べられない」とのことでした。Aさんは気分障害を抱えており、これら理不尽な会社と労組の対応に焦燥感をもってしまい、症状

が悪化してしまいます。途中からは、会社、労組とのやりとりについて録音をしたり、議事録（会話録）を作成したりするようになり、神経をすり減らしながら膨大な資料を作成するようになりました。

こういう中でセンターに相談に見えました。当初はすぐにでも損害賠償訴訟をと言っていましたが、とりえず労働災害保険の申請をする方向で準備し2013年8月に申請しました。申請準備中も気分障害のためか、なにかと焦燥感を感じながらのようでした。医師は、早く会社を辞めて関わりを絶てとアドバイスしているようです。しかし本人は会社に対する怒りがあって、「たたかいたい」と強く思っています。本人の意思と精神状態のバランスをとることに配慮しながら進めなければならないと思います。

（静岡安健センター 相曽茂）

緊張感と増大する業務が疲労・ストレスに ～福島県の保育労働者の労働と意識に関する調査から～

1. 調査の背景と概要

全国福祉保育労働組合と立命館大学石倉研究室との共同による調査実行委員会では、被災地の福祉労働者の意識や担ってきた仕事・役割を明らかにし、必要な支援体制や今後の災害に備えた提言につなげることを目的に、2年前から調査活動にとりくみました。宮城の調査に続いて、2年目は福島県内の保育所・学童保育所を対象に調査を行いました。

直接の聞き取りでの1次調査と、それを基に項目設定した2次調査（事業所と労働者）を県内の全認可保育所301カ所と福島市内の学童保育所53カ所の合計354カ所に依頼し、120事業所（回収率33.9%）と307人の保育労働者から回答を得ました。本稿では、「労働強化と健康状態の問題」にしばって報告します。

2. 労働強化と健康状態

震災前と比べて「増えた仕事内容」（労働者調査）では、「放射線量の計測」（93.3%）、「安全な食材確保」（82.5%）、「室内での保育を工夫する仕事」（72.5%）が上位を占めています。職員一人当たりの仕事量は震災前と比べて「増えた」「かなり増えた」が51.3%にのぼり（事業所調査）、震災が原因での労働強化が現場に広がっていることがわかります。さらに、放射線被害の防御と屋外活動による子どもの発達保障をどう両立させるかについて、職場内での意思統一や保護者の理解を得るための話し合いが、引き続き重要な仕事になっています。

通常業務に加えて増えた仕事によって、保育労働者の健康状態は回復期よりも現在（調査時点は2013年2月）の方が悪化しています（グラフ参照）。特に、「首こり・肩こり（肩頸腕）」「腰痛」が現在「ある」（「少しある」含む）という回答が増えていて、疲労・ストレスの蓄積が具体的な身体症状となって自覚されているとみられます。また、「仕事への意欲が低下」という項目では、「ある」（「少しある」を含む）という回答の比率が上がっています。震災を通じて「保育は子どもの命を守り育てる仕事である」と実感した保育労働者が、その使命感、責任感とは裏腹に仕事への意欲低下を認識してしまうほどのストレス、疲労を抱えているという実態は深刻といえます。「疲労や心配・ストレス」が「ある」「強くある」とは言いきれませんが、「少しある」つまり「全くないわけではない」という状態

が長く続くと、さらに健康が悪化する可能性もあり、カウンセリングなどの早急な対策が求められます。

ストレスや心配を抱えている割合には地域差が見られ、浜通り＞中通り＞会津の順に高く、原発事故の影響が現れています。一方、労働強化に対して必要な労働条件の改善（賃金改善・職員数確保・休憩時間確保など）に関する回答には、地域による差はほとんど見られず対照的です。この結果は、保育労働者の不安感につながるような不安定雇用の広がりや低賃金問題が震災前から存在していたことを示しています。震災や放射線被害の影響で増えた業務に対する支援が必要であるのはもちろんのこと、保育労働者の賃金・労働条件の改善は根本的な重要事項であるといえます。

3. 今後の課題

調査では、福島県の保育労働者が「子どもを守る」ために果たしている社会的役割の大きさと、その責任とは裏腹の低賃金問題・不安定な雇用形態・膨大な仕事量など、健康破壊を引き起こし仕事への意欲を阻害してしまう労働環境の存在が明らかになりました。

現時点では、「子どもの命を守る」責任は、現場の保育士の連携、努力、工夫、責任感に頼ることでの達成が期待されているのです。職場での緊張感と増大する業務は、保育労働者のストレスとなっており、心のケアと安定した就業環境の整備が喫緊の課題であるといえます。

今後は、追加調査のうえで、事例集としてまとめ、国に向けた支援対策・制度政策を提言していくことを展望しています。調査結果と分析の詳細は、「調査報告書」（一部500円）をご参照下さい。知りうる限りでは他にない貴重な調査報告となっています。

（全国福祉保育労働組合 副執行委員長 澤村直）

健康状態の認識／時期別比較

